「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」改訂のポイント

背景

- ○海洋の漂流するマイクロプラスチックの実態調査は先進国を中心に行われていたが、調査方法が異なる ため結果の比較が困難であり、対策の基盤となる科学的知見が不足。
- →各国の調査データを比較可能にする手法の確立(調和)が求められる。

ガイドラインの概要

- ○策定経緯: 12か国22人の研究者により執筆。2019年5月に第1版を公開。
- ○想定読者:マイクロプラスチックの調査を行う者や調査結果を利用 する者。

ガイドラインの内容例

- 〇サンプリングは穏やかな海で実施すべき
- ○濾水計を使用すべき(航行距離から推計すると誤差が大きい)
- ○1~5mmの粒子と1mm未満の粒子を分けて報告すべき (1mm以上の粒子は分析時の誤差が小さい)
- ○有機物を除去する前処理を実施すると効率的

○観測船



改訂のポイント

- ●小型の調査船や漁船でも調査できるよう留意点を追加
- ⇒海洋プラスチックごみの流出量が多いと言われている**東南アジアでも広く調査が可能**に
- ●魚卵やプランクトンなどの浮遊物が多い海域では、サンプリングを分割して行うことを追記
- ⇒熱帯やプランクトンが大量発生する季節での調査によるデータの充実が期待される
- ●結果の比較に必要な記録事項を報告するためのデータ入力フォームを作成
- ⇒調和されたデータに基づくマイクロプラスチックの世界的なデータ整備の基礎となる

ガイドライン全体: http://www.env.go.jp/en/water/marine_litter/guidelines/guidelines.pdf